

## 第6章 重点施策

---

第5期計画期間においては、以下の5項目を重点施策と設定して推進します。

### 重点施策1 元気な高齢者向け（一次予防対象者）介護予防事業の推進（再掲）

---

介護が必要となる前の元気なうちから介護予防に取り組む必要があります。また、高齢者自身が主体的に取り組むことが重要です。

市民一人ひとりが、日ごろから健康への意識を高め、正しい生活習慣を身につけることにより、できるだけ長く健康で活動的な生活を維持・継続できるような支援体制の充実に努めます。

### 重点施策2 日常生活機能に低下が見られる高齢者向け（二次予防対象者）介護予防事業の推進（再掲）

---

高齢者が要介護状態となることを予防するため、相談体制の充実を進めるとともに効果的な介護予防事業を推進します。

### 重点施策3 地域包括ケア体制の構築（再掲）

---

高齢者が住みなれた地域においてその人らしい生活を送るために、施設入所、または施設や病院からの退所・退院など、一人ひとりの高齢者の状況に応じた、医療・介護・福祉などの各分野が連携し、一体的かつ継続的に各サービスを提供していく地域包括ケア体制の構築を進めます。

また、地域包括支援センターを中心として自治会などと情報を共有し、継続的・包括的に支援を行う体制の構築を進めていきます。

### 重点施策4 認知症高齢者対策の推進（再掲）

---

要介護認定を受ける方の中で、認知症を発症している方は増加しており、今後も増加することが見込まれます。そのような状況の中、認知症高齢者を地域社会で支える仕組みづくりを推進するため、若年性認知症を含む認知症への理解が深まるように啓発活動に取り組むとともに、予防・早期発見・早期対応のための総合的な支援に取り組めます。

### 重点施策5 高齢者の権利擁護の推進（再掲）

---

高齢者が認知症や要介護状態になっても、生命や財産が守られ、尊厳ある暮らしができるよう支援します。